

第4回 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会 議事録

日時 平成29年4月21日（金） 9：30～11：38

場所 経済産業省本館17階 第1特別会議室

○秦対策官

それでは、定刻になりましたので、第4回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を開催いたします。

本日、傍聴されている皆様におかれましては、注意事項としまして席上に資料を配付させていただいております。事前にご一読いただければと存じます。円滑な会議の運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、経産省では、会議のペーパーレス化を推進しております。本日の会議もi P a dを用いて会議を進めたいと存じます。今お手元のi P a dに現在、議事次第が出ているかと思いますが、この画面をタップしていただきますと、左上に矢印が出てまいります。この矢印に触れますと、今回の資料が格納されているフォルダに戻ります。資料名のついたPDFのファイルをタップしますと、資料の画面が立ち上がり、先ほど同様に画面をタップして矢印に触れると、資料が閉じるということになります。

ご不明な点がございましたら、事務局にお知らせください。よろしいでしょうか。

現在、資料の入ったフォルダをごらんいただいていると思いますが、この画面にて資料の確認をさせていただきます。議事次第、名簿、資料1、資料2、資料3がございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日、外部有識者としてご参加いただいております濱田先生の資料のハードコピーも、別途お手元に配付させていただいておりますので、あわせてご確認いただければと存じます。

最後にマイクの操作方法ですが、ご発言される際は、真ん中のボタンを押しますと緑が点灯した状態になりますので、その状態でお話をいただきまして、終わりましたら再度ボタンを押してくださいよう、よろしくお願い申し上げます。

プレスの方のカメラによる撮影は、ここまでとさせていただきますので、ご退席のほどよろしくお願い申し上げます。

（プレス退室）

○秦対策官

それでは、本日は、森田委員、田内委員委員、小山委員がご欠席でございます。小山委員の代

理としまして林様にご参加いただく予定ですが、ちょっとおくれとおられるようでございます。

それから、崎田委員は、少々おくれるというご連絡がございました。

また、本日は、外部有識者として北海学園大学の濱田教授、それからＪＡ全農福島の猪股本部長をお招きしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。では、山本委員長、よろしくお願い申し上げます。

○山本（一）委員長

それでは、議事に入ります。

まず初めに、本年２月に開催いたしました第３回小委員会の議事録（案）の確認をさせていただきます。議事録（案）のところをごらんください。先日メールでご確認いただいたものでありますが、特にご意見ございますでしょうか。

特になければ、こちらで正式に第３回議事録とさせていただきます。どうもありがとうございます。

本日の議題の趣旨について、まずご説明いたします。

前回は、小山委員、福島県庁及び水産庁から、福島県農水産物の風評の現状や漁業の現状についてご説明いただき、議論いたしました。本日は事業者サイドの視点から、農畜産物の風評への取り組み状況や漁業における風評への対応について、先ほどご紹介のあったお二人の外部有識者からご発表いただいて、議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、議題２のヒアリングに移らせていただきます。

まず初めに、北海学園大学の濱田教授から、多核種除去設備処理水の取扱いと漁業への影響につきまして、ご発表いただきます。

ここで、濱田教授のご紹介をさせていただきます。

濱田先生は、漁業経済学、地域経済論がご専門であり、また、福島県水産業の振興と漁業の再開を目指して、漁業関係者、水産加工、流通関係者、福島県庁等で構成される福島県地域漁業復興協議会の委員を務められているなど、震災後の福島県漁業の実態にも大変精通され、震災後の福島県の漁業に関する著書も複数お書きになっておられると伺っております。

それでは、濱田教授、ご説明をお願いいたします。

○濱田教授（北海学園大学）

ただいま紹介いただきました濱田と申します。

経済産業省では、ペーパーレス化が進められていると聞きましたが、私は紙を準備した方が良くと考え、わがままを押し通し、受けていただきました。レジュメのスタイルにすれば紙の枚数も少ないかと思い、そのようにさせていただいた次第でございます。

それでは、早速中身に入りたいと思います。

社会的影響についての議論が主だというふうにお聞きしておりましたが、漁業のことに関連して議論していただく場合、いきなり社会的影響のほうに行くよりも、まずはもって事故後の汚染水をめぐる動向といいますか、特に東京電力さんと漁業団体との関係について一度整理する必要があるだろうと考えました。簡単にいえば、地下水バイパスとサブドレンの稼働がどうだったかということでございます。

それで、資料の2ページ目でございますが、まず東京電力の汚染水放水に対する基本姿勢です。これは2011年12月21日に公表されております中長期ロードマップの中に書いている文面でございます。「汚染水の海への安易な放出はしないものとする。」、「海洋への放出は関係省庁の了解なくして行わないものとする。」ということで公表されております。

4月4日、事故後に集中廃棄物処理施設内の低濃度汚染水を相談なしに放水したということがありました。この放水の理由は、高濃度汚染水をためるところを確保するためということだったんですが、一方的に放水したということに対して漁業団体は抗議しました。その後、恐らく政府と漁業団体と東京電力の間で議論があつて、このような文言が中長期ロードマップに残されたとは私は理解しております。

それで、中長期ロードマップに出てきました地下水バイパス稼働でございますけれども、これは2012年4月23日に、東京電力のほうから福島県漁連組合長会議において説明が開始されて、これが了解されて排水開始まで約2年かかっております。

「関係省庁の了解なくして行わないものとする。」というところの理解ですけれども、これにつきましては、恐らく水産行政の立場からいうと、漁業者の了解がなければ省庁としても了解できないということだと思います。それで漁業者のほうに説明をして理解を求めに行ったという行動だというふうに思います。

2年間かかったわけですが、その間、福島県内には2つの沿岸漁業者が所属する漁業協同組合があり、そこに計6回説明を行ったということです。ただ、その間、汚染水の漏えい事故があったり、あったことでその説明にも追われたというふうに聞いております。

あと、原子力規制委員会において東京電力の担当者が、ALPS処理水を告示濃度未満であれば海洋放出したいという発言がありました。東京電力としては漁業者に対して理解を得ながら進めたいということでございますけれども、この当時、ALPSの導入をめぐる議論が規制委員会であつたということで、こういうご発言があつたようです。これに対して漁業団体はすぐさま抗議しました。

そのころ、福島県では、東京電力による地下水バイパス計画の理解を求める行動があり、そ

れに対する漁業者が納得していない状況があったんですが、一方でALPS処理水の問題も始まっていたわけです。これが、地下水バイパスの稼働までに2年間かかった理由ではありませんけれども、今につながる事態がここからあったわけです。その後にトリチウムタスクフォースもスタートしています。

地下水バイパスの地下水はあくまで地下水でございますので、建屋に入っていない地下水であり、その運用基準ですけれども、ここに書いてありますとおりでございます。特にトリチウムにおきましては、1リットル当たり1,500ベクレルと告示濃度の40分の1でやるということで、漁業者が合意したという経過がございます。

次はサブドレン計画でございますけれども、こちらは2014年8月25日に説明を開始して、1年後の8月25日に了解をして、9月14日に排水開始ということになっております。

これにつきましても、各漁協への説明会をやったわけですが、それだけでは漁業者のほうも納得がいかないということのようでした。漁協のうち2つは合併漁協なので、旧漁協である支所があります。全部で15支所あります。東京電力さんは各支所に出向いて説明をしました。計25回しております。この間、K排水路排水口測定データの公表おくれが発覚するなど、サブドレン計画についての説明だけではなくて、いろんな対応に追われていたというふうに伺っております。

一方で、2014年12月24日、原子力規制委員会において、田中委員長がALPSで処理したらこれを排出するというのが原則だということをご発言されて、これに対して漁業団体が抗議しております。

その後、2015年1月21日の原子力規制委員会において、東京電力さんのほうの資料において、多核種除去装置処理水の規制基準を満足する形での海洋放出などということが明文化されたこともあって、漁業団体が抗議しました。汚染水の安易な放出を行わないとする方針堅持、漁業者は国民の理解を得られない汚染水の海洋放出は絶対行わないようにしてくれということを求めたということでございます。

その後、サブドレン計画を福島の漁業者は了解しましたが、この計画もあくまで原発建屋に入っていない基準値以下の地下水ということで了承したわけです。トリチウム濃度も地下水バイパス計画と同じく1,500ベクレル／リッターという内容でございます。

地下水バイパス稼働は2年、サブドレン稼働は1年と時間を要したわけですが、なぜこれだけの時間を要したかということについて説明したいと思います。

1つは、震災後、福島県内の漁業者は、一応それぞれで復興するというんじゃなくて、一緒になって復興するということでまとまりました。八百何人の漁業者がいるわけですが、それぞれで勝手にするんじゃなくて、風評が発生するので、そういった風評に対応する形で慎重に進めると

ということが約束されたのです。そういうこともあって、1 Fから排水をめぐっても、地下水とはいえ全漁業者の合意を基本として進められました。

ただ、こういった工場からの排水とか、電源から排水というのは、この事態に限らず多くが協定を結んで、協定の範囲内で行われているケースが多いです。一般に、民法上では権利の侵害に当たるんだと思いますけれども、営んでいる漁業者に対して何らかの損害を与え得るものについてはこういう格好で進められてきました。埋め立てとか工場の建設、あるいは排水については、慎重に漁業者の合意を得ながらやるというのが多くのケースであって、当然1 Fからの排水をめぐっても、たとえ地下水であっても原発構内から出てきますので、合意形成を基本とするということになるわけです。

ただ、時間を要したもう一つの理由として、漁業者の中も意見がさまざまということもあります。さまざまであるから、拙速に進めると漁業者の中でいさかいが起こるという可能性があるわけです。

当然、廃炉には協力すべきだという意見は当然皆さん持っています。廃炉が進まないと漁業の復興もおくれますので、その辺はわかっています。東京電力さんも一生懸命説明に回っているので、海や魚に影響がないという理屈はわかっています。ただ信用できないとか、風評被害が怖いとか、海には何も流してほしくないという強い意見があり、そういった方々にも理解してもらうまで、と同時に漁業者団体の中であつれきが生じないためにも時間をかけていったということでございます。

それと、もう一つは、サブドレン計画がまた1年かかっているわけですが、これは地下水バイパス計画で一生懸命、合意形成を得て、そのすぐ後にこれが出てきたということが影響しています。地下水バイパス計画のとき、これさえあれば地下水は減るんだということで説明がなされていたわけです。しかし、地下水バイパス稼働のすぐ後に、サブドレン計画が出てきたということもあって、なかなか信じてもらえなかったのだと思われます。

次でございますけれども、こういった状況を受けて、ALPS処理水の取扱いをめぐる漁業団体の姿勢はどうかということについて、お話ししたいと思います。

漁業団体の姿勢としては、当然、廃炉作業には協力するということで、そこには前向きなんです。建屋内に入って一度高濃度に汚染された水においては、ALPSで処理して告示濃度以下に希釈したとしても、これだけは認められないという、この態度があります。だから、地下水の放水については認めてきたということでございます。一方で、東京電力さんの意向と原子力規制委員会田中委員長の発言と、この態度とは完全に対峙するというので現状に至っているということでもあります。

なぜ、東京電力さんの意向が受け入れられないのかといったら、1つは漁業者は海から恩恵を受けて生きているので、そういったイメージの悪いものはどうしても受け入れられないということです。科学的に大丈夫だと言われてもです。福島県の水産物だけではございませんけれども、買い控え拡大によって水産物消費の回復が大きく遅れるおそれがあるということがございます。

前回、水産庁のほうからご報告があったと思いますけれども、2012年6月から試験操業を福島県内で実施しておりまして、非常に慎重に魚を選んで、スクリーニング検査もして、買ってもらえる分だけ流通させていくということでやっています。昨年の実績で、まだ震災前の8%ということで、全くもって震災前の状況には近づいていません。このような中でこれ以上、消費の回復が大きくおくれるようなことは、もうとても受け入れられないということでございます。

あと、風評についてでございますけれども、私は風評の専門家ではございませんので、この件については深く言えないんですが、経済的損失をこうむる買い控えというところからだと話ができるということで、魚の価格動向を持ってきましたので、その点についてお話ししたいと思います。

風評被害については、実測というのはなかなかできない。これは水産物のマーケット・メカニズムからすれば、需要と供給の関係から成り立っていますので、その価格がさまざまなファクターで変動するというので、「買い控えというもののだけ」を風評というものに起因させる、あるいは結びつける話は非常に難しいということです。ただ、需給調整によって価格が決まってくるということで、その動向を追えば、ある程度「買い控え」との関係については考察の余地があるということでお話しさせていただきます。

まず買い控えは、不特定多数の消費者によるものだと思います。ではなぜ買い控えするかというと、食材に対する負の印象を与える情報が広がると。正しい情報もあれば正しくない情報もできます。なぜ、そのような正しくない情報が出てくるかというと、今回の件におきましては1Fの事故、海洋汚染がその根源にあるということでございます。

いろんな調査をしてわかってきたことですが、当然、消費者というのは、同じものなら安心して商品を選択して購入する。当然リスクを回避する買い物行動をとる。同時に、流通業者もそういった消費者の心理を想定して、売れない商品を仕入れないわけですから、風評を理由に買い控えるという、こういうことが起こるわけでございます。

4ページに移ります。

そういった現象の中で産地は販路を回復できず、価格が低迷し、経済的損失をこうむることになります。ただ、買い控えが起こったから全く売れないというわけではなくて、魚の場合、同じ食材でも価格帯によって用途が変わるんですね。多分、野菜など農産物でも全く同じだと思います。

すけれども。

ある食材に対する負の情報が広がって、その食材の買い控えが発生すると、当然需要が落ち込み、価格が落ちてくる。価格が落ち込むと、今度、産地表示に対して、あまりこだわる必要のない用途分野、例えば業務用とか総菜用、とりわけ産地表示が必要ない、そういった食材の需要の受け皿になってしまいます。安くなってくるとですね。こういった原理に従って、全く売れないわけじゃなくて、産地価格は、いわゆる業務用とかの原料価格になっていく。生鮮品みたいなもので売れなくて、加工原料とか総菜の価格に落ちついていくわけです。こういうマーケット・メカニズムが働いて、経済損失が出てくるということになります。

もう一つでございますけれども、この買い控えは完全に固定されるものではないんですけれども、産地銘柄の序列固定化があるんじゃないかということをお話ししたいと思います。

今までの経験からすると、報道がなくなり、時間経過とともに買い控えは解消されることがありました。それと、他産地の原料とか代替原料がないとき、買い控えが解消されることもありました。ただし、それで買い控えが払拭されるとは限らないというふうに考えています。

例えば福島県産という産地銘柄が、他産地に対して劣後し続ける可能性があるということです。他産地のものがないから、福島県産は売れるときもありますけれども、他産地のものが豊富にあると、他産地のものが先に売れて、福島産は後回しにされてしまうということです。産地銘柄の序列の中で劣後してしまっているという現象でございます。なぜそういうことが起こるかという、事故が収束しない限り、あるいは原発事故の記憶が風化しない限り、序列回復が見込めないからだというふうに考えます。

そこで、1 Fの事故に関連するものもあれば関連しないものもあるんですが、事例でみる買い控えと価格というところの話に入っていきたいと思います。

まず最初の事例は事故と関係している、流通段階の買い控えという事例をお話しします。これは三陸産ワカメの動向で見えていきます。

2011年に津波で養殖場が崩壊、これはワカメの養殖場のことでございますけれども、ちょうどワカメの収穫期に入り出した直後のことでした。ですので、2011年の三陸産ワカメはほとんどない、在庫が全くないような状況になったということでございます。そのため、ワカメのメーカーさん、卸、小売業界ともに他産地、特に輸入依存に至るわけです。

下のほうにデータがございますけれども、2011年の輸入のところを見ていただきたいと思いますけれども、震災の年は2010年の倍以上の輸入をしているわけでございます。これは常温というのは塩蔵したワカメでございますが、倍以上の輸入が発生しております。乾燥ワカメというのはカットワカメといいまして、ふえるワカメのことでございますけれども、こちらは変化はありま

せんが、原料のほうの塩蔵ワカメは倍以上になっているわけです。

2012年の春になってワカメの収穫が始まります。震災後初めての収穫です。そのときには、産地メーカーが競って買い付けして価格は暴騰しました。三陸産のデータの2012年を見ていただきたいと思います。2010年の倍とまではいきませんが、すごく高い価格で推移しております。

ただ、これは高い価格で買い付けたはいいものの、この年、産地のメーカーが買ったものがマーケットのほうに余り流れませんでした。小売業界等が買ってくれなかったということですが、このときに風評を理由に三陸産は要らないというふうに言われたということでもあります。流通業者の買い控えでございます。

その後、産地メーカーのほうは、2012年にたくさん三陸産ワカメを仕入れて、それが販売不振になったので、過剰在庫になりました。在庫を抱えたが、売れないということで、2013年以降、価格暴落が続いたということでもあります。

ただ、2015年、16年と輸入のほうも高くなって減ってきたりして、加えて中国で大減産があって、その後、三陸産は価格が戻って、2016年は今までにないぐらい高い価格で売れるという状況になりました。これで、ある程度買い控え解消、払拭になったかと思われま。

次に5ページでございますが、報道・情報格差に伴う買い控えの事例でございます。

これは既にご存じだと思いますけれども、ビキニ諸島の水爆実験に伴うマグロの販売不振ということです。一番最初の風評の現象だというふうに思いますが、このときマグロが売れないということで、魚肉ソーセージの商品開発が進められて、その原料になって、何とかマグロはマグロでない形で在庫払拭したらしいです。

2番目でございますけれども、1960年、高度経済成長期に臨海部の工業開発等で大気汚染、海洋汚染が進んだことはご存じだと思いますけれども、PCB汚染問題など反公害運動も高まり、新聞報道で1970年代最初のほうは相当騒がれました。このことで、魚が売れなかったということがございます。

それとあと、水銀調査に基づいて摂取量の抑制を厚生省が促したということもありまして、スーパーが魚を買い控えました。厚生労働省が公表した魚は売っていませんということがあったのです。この時代は、風評被害というものがあつたというふうに思っております。長い時間を要しましたが、報道がなくなって、買い控え解消、払拭につながっています。

3番目ですけれども、これは1F沖の貝類調査の報道ということで、貝類に微量のコバルトがあつたとの研究者の調査結果が報道されて、福島産ホッキ貝が暴落した例です。このときに東京電力と福島県の漁業者との間で非常にもめたという経緯もあります。だけれども、時間の経過とともに、これも買い控え解消ということでもあります。

十数年前、厚生労働省が妊婦に対してメカジキ・キンメダイの摂取量の抑制を促したことで、キンメダイの価格が大きく下落しました。買い控え発生でそういうことになりました。ただし、報道もすぐなくなりましたので、2カ月ぐらいで価格は回復しております。

それと一番直近の話でございますけれども、昨年末に全国的な感染性胃腸炎がはやって、メディアを騒がせておりました。このことによって三陸産カキが暴落しています。宮城県の漁場検査では、ほとんどノロウイルスが検出されていないようなんです。感染性胃腸炎もカキが原因だったという事実もないにもかかわらず、生食用カキを小売業界、流通業界ともに、もう売れないという予想のもとで買い控えたようです。宮城県の産地では価格暴落しても、何とか売れていますけれども、カキというのは生食用と加熱用と2種類に分けておまして、海の状況が悪いと加熱用仕向けになり、そうすると価格が落ちるわけですね。生食用に出荷しても生食用で売れないので、加熱向きに処理されるということで価格が落ちたということです。直近の情報はわからないんですけれども、2月までは低迷したままであるということでございます。このグラフに書いてあるとおりでございます。

それと次に、福島県における水産物流通の現状でございます。

前回、水産庁から話があったと思いますけれども、現在、試験操業という形で実際に販売をしております。流通経路の基本でございますけれども、生産者がとってきたものを産地市場で取引して、仲買人が買ったものを消費地市場、例えば築地とかに送って、それを仲卸が買って、小売、あるいは業務筋に流れるというのが基本でございます。

現状でございますけれども、今の試験操業は数量的にも震災前の8%なので、余り多くないということがあって、現状では市価で、相場で販売できています。それと、一生懸命検査もしているので、そういった理解が進んで、卸業界も余り気にしない方もおられるということです。例えばもう検査結果を出さなくていいよという卸業者も出てきたというふうに聞いております。

それと、あと地元の業者も地元産を非常に欲しがっているということで、そういう意味では明るい兆しがないわけでもないということでございます。ただし、依然、消費地市場、特に遠隔地の消費地市場では、福島産は絶対買わないという仲卸もおられるということと、他産地の数量がふえると販売価格に影響することがあるということのようです。恐らく消費地市場で福島産を買っておられる仲卸というのは、業務筋とか料理屋とか魚屋とか、産地表示に特にこだわらなくていい売り先だというふうに思います。

次に、コウナゴの販売についてでございます。これは好調な例として取り上げます。

コウナゴというのはイカナゴの小さなものでございますけれども、煮て干して加工品にするものでございます。漁獲後すぐに加工業者に販売されて、釜でゆでて、乾燥して商品化されるもの

です。その後、築地等の市場に送られます。そこで築地市場のデータを整理した表が、この真ん中のものがございます。

出荷地別の数量、価格をあらわしておりますけれども、2010年、震災前の年は福島も上位5番目に入っています。去年のデータを見ると、出荷地別で2番目の量になっている状況でございます。価格もそれなりの平均よりも高い価格で取引されています。

これを見れば風評なんてないんじゃないかという話になるわけですが、背景とすれば、伊勢湾、愛知県と三重県のコウナゴ漁が去年禁漁になって、つまり、ナンバーワン、ナンバーツーが禁漁になったわけで、全国的にもコウナゴ漁が不漁になり、完全に供給過不足だったということがあります。このような状況の中なので、いい成果が出たのです。

築地の取扱量は、2010年の半分以下、全体の量が半分以下ですから、福島産は2010年は多いんですけども全体が半分以下ということで、非常に売れているという結果になったということです。恐らくコウナゴの販売先は、スーパー等よりも料理屋とか業務筋系が多いのかなというふうに思っております。ここはまだ確認できていませんけれども、そういうことだと思います。

次に、4-3でございます。これは加工地名で販路が閉ざされているという事例でございます。福島県の小名浜地区の話でございますが、水産加工業者の例であります。

この小名浜漁港というのは、ある程度、水産加工業が集積した地域でございますけれども、福島県沖以外の水揚げもあるわけですね。福島県沖以外でとれた魚、例えばサンマとかカツオとかが水揚げされます。それらの魚の多くは水域別表示がされます。生鮮魚の場合だと表示は水域別表示だけになります。漁獲された水域が三陸北部沖とか三陸南部沖であれば、福島の小名浜で水揚げされても消費者のところでは三陸産となります。しかし、加工業者の場合は加工製品のパッキングがされて、後ろに住所を書かなくちゃいけない。その住所が福島県だと、たとえ三陸でとれたものでも取り扱わないというふうにスーパーに言われたそうです。こういう買い控えがあったということでございます。今現在も続いているということでございます。

それと、現在、試験操業で買われている、相馬地区で魚を買っている仲買人の方から聞いた話でございますが、直販ルートは絶たれたままだという話でございます。産地から消費地の卸売市場への販売はとりあえず今やっていますが、震災前に都市部のスーパー10軒ほどと直接取引をしていたんですが、それは全然戻ってきていないということでございます。全く買ってくれないと。営業しているが、注文はいまだゼロ。ですから、卸売市場への出荷に頼らざるを得ないということでございます。

以上、福島県の現状でございます。

それで最後、ALPS処理水の希釈後に仮に海洋放出した場合の私見について、お話しさせて

いただきます。

社会的影響というのは、恐らく福島県の漁業だけに限らないと思います。そのことを踏まえると、もし、ALPS処理水希釈後に放水するということを進めることになれば、太平洋側の全漁業者を説得する必要があるかと思います。当然、漁業者だけではなくて卸業界、小売業界、もっと言えば国民に対しても説得が必要であろうかと思います。こういった説得がなければ、たたかれるのは恐らく漁業者になります。地下水バイパスとかサブドレンのときも、福島の漁業者が了承したことで放水が行われたということで、これに対する批判が非常に強かったということがございました。そのことを踏まえると、やはり説得の範囲は影響する全範囲だというふうに思います。

当然、そうすると説得に膨大な時間とコストがかかろうかと思います。もし放水となれば、今福島では穏やかに販路回復しているわけですが、こういった状況から一転して、また買い控えモードに変わっていくんじゃないかとも思います。放水が続けられることによって、この状況がいつまで続くかわからない。当然、報道等が続けられるということになれば、買い控えの状況はずっと続くであろうと思います。それは当然福島だけに及ぶものではなく、全国にそういうものが波及して賠償発生の可能性もあるんじゃないかというふうに思います。

それと、流通の原理からいえば、こういった事態がもし起これば、物を買いたく材料を与えることになります。福島産という産地銘柄は、他産地と劣後している状況が、恐らく固定化されます。コウナゴのような事例もございますけれども、他産地でコウナゴがとれ出したら、もちろん福島産はまた後回しになるという可能性は否定できません。よりアウトレット化、傷物扱的な産地扱いがされるんじゃないかという懸念がございます。

それと、海外・輸出に与えるインパクトということです。非関税障壁の材料にされるという可能性があります。現在も韓国がそういう対応をとっていますけれども、この状況でまた放水ということになれば、それを助長するようなことになりかねない。海外にも非常に敏感な、過激な消費者団体があります。その団体の運動で、要するにたとえ輸出できても海外での買い控えみたいなものも考えられるわけであります。

リスクコミュニケーションで何とか買い控えは払拭できないかということでございます。それは恐らく無理だというふうに思います。魚は科学的に大丈夫だとしても、1Fの過酷事故と海洋汚染の事実は消えないわけで、そこから連想して危ないものは買いたくないというふうに考える人が一定程度いるというのは、これは否定できないと思います。そういった心閉ざされた人には何を言っても通じませんし、通じないからといって無視するというのは社会的コミュニケーションではないということになります。少なくともリスクコミュニケーションによる買い控えの払拭

は無理であろうというふうに思います。あくまで私の見方です。

最後ですけれども、漁業はとる人だけでなく、魚を流通させ、食べる人が連なって成り立っています。食べる人たちは当然自由に物を選んで買っているわけであって、当然少しでも不安のある消費者、あるいは流通業者は、リスクを低いほう、できればゼロリスクだと判断できるものを選ぶわけでございます。

消費者庁が行っている風評被害に関する消費者意識の実態調査の結果を見ると、恐らくこれはセシウムの基準値の話だと思いますが、基準値以内であっても少しでもリスクが高まる可能性があり受け入れられないという人が20%もいるわけですね。5人に1人は大丈夫だと言っても受け入れられないという方がおられるということです。そういう人たちがいる中で、ALPS処理水の放水となると、この状態がより固定化されるか、拡大されるおそれがあるというふうに思います。

ちなみに、放水がなくても福島県産の消費回復にはまだまだ時間がかかるし、とにかく今は待つしかない状況です。解決策がなく風評対策としては検査継続、PR活動、問い合わせの対応、消費者との交流を活発化させ、現状への理解を求めてもらうしかないというふうに考えております。

なお、最後にもう一つだけお話しさせていただきますと、私は熊本の水俣にも調査に行きましたが、月に1回朝市とか開催されて、狭い範囲では地魚が問題なく流通しております。危なかった海域も埋め立てされたりしていますので、既に危なくないということは、地元では知られており、魚を消費するということに対して地元の人は抵抗感はありません。

ただ、現在もカサゴとササノハベラという魚のモニタリング調査が行われておりまして、微量な水銀が確認されるということもあって、そういったニュースがたまに出ると、漁業者のほうも心痛むということもありますし、風評が発生するんじゃないかというおそれを持っておられるということでございます。

50年も過ぎたんですが、今でも魚への水銀の懸念が払拭したと言えないという状況でございます。ということを踏まえて、当小委員会でもいろいろと、このALPS処理水の取扱いについてご議論いただきたいと思います。

すみません、ちょっと時間が過ぎましたが、私のほうの話は終わらせていただきます。

○山本（一）委員長

濱田先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの濱田先生からのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。崎田委員。

○崎田委員

ありがとうございます。まず質問を2点ほどさせていただきたいんですけども、先生のお考えだと、やはり買い控え払拭を、いろいろコミュニケーションとか社会的な要因でやっていくのはなかなか難しいと、時間を待つしかないというお考えということで、そういうふう理解させていただいたんですが、私はそういう中でどうにかして徐々に廃炉が進み、社会が納得して消費活動も行うような形にどうやったら早く持っていけるのかということを考えるのが、この場なんだと思って今伺っております、そういう視点で質問を2つさせていただきたいんですけども。

いろいろトラブルはあったけれども、好調なものもあるという例を示していただいたときに、例えば6ページのあたりでコウナゴの例とか、そういうのを拝見すると、業務用とか料亭など産地をその事業者が納得すれば買っていただけのようなところは戻っていたり、ほかのところの産量が少なくなるときには戻っていたりとかいうこともあることを考えると、一番課題なのは、消費者への理解の促進というのが一番課題というふうに理解すればよろしいのか、ちょっとそこを1つ伺いたいというのと。

もっと手前のところなんです、漁業者の皆さんが、この事故後のいろいろな対応でいろいろな排水開始をご了承いただいたりするのに1年ぐらいつかかっていたりしていますが、最後に2015年9月14日にサブドレンの運用開始とか、そういうところをご了解いただき、今それから1年半ぐらいたっていますが、この間、漁業者の方と発災事業者、あるいは廃炉に関しての定期的な話し合いのパイプというのはきちんと続いているのかどうか、そういう場があるのかどうか、そういうことを教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

では、濱田先生、よろしくお願いします。

○濱田教授（北海学園大学）

消費者がご理解いただけて、要するに買い控えがないということならば、それにこしたことはないんですけど、なかなかそれを担保できるようなことは考え得るのかということでございます。

恐らく今福島産が流通しているものにおいては、大丈夫なものは大丈夫、いいものはいいものだと判断できる目ききの流通が現状を支えていることだと思います。あと産地表示が必要のない、例えば、総菜化したりすれば表示は必要がない一方で、スーパーの生鮮品売り場に行けば必ず産地表示が必要になりますので、そういうところはなかなか厳しいというふうには思いますが、今の業態、小売業界でいえば、ちょっとでも売れないものはまず置かないんですよね。

要するに、スーパーはセルフで買い物をする場所ですから、説明して売るところじゃございませんので、そこの人たちが理解できるかどうか。要するに、スーパーは消費者より先回りして物を判断して仕入れるところなので、消費者が理解しているかどうかということが担保されていないければ、当然売れないものなんというのは仕入れないわけでございます。だから、その状況ができるということならば、当然大丈夫だろうということは言えるわけですが、今の販売形式というか流通を見ていると、なかなかそういう状況は難しいんじゃないかと。消費者が判断する前に小売業界が判断しているんですから。小売業界も売れないものを置くわけにはいきませんので、そういう意味では簡単な話ではないというふうに思います。当然、消費者の課題だと思いますけれども。

テクニカルな意味で、流通業界を政府がコントロールするというのは相当無理だと思います、社会主義経済でない限りですね。自由経済では、商品を選ぶ選択は消費者や流通業者にありますので、当然だと思います。

あと今の2点目のALPS処理水についての話し合いは、恐らくしていないですね。現場の漁業者に対しての話し合いはしていない。要するに、東京電力もその意向については取り下げたままでございますので、現状ではしていないということでございます。そのような答えでよかったですか。

○小山委員（代理：林）

サブドレン受け入れ後のパイプが、キャッチボールがつながっているかどうかという。

○濱田教授（北海学園大学）

それはALPS処理水をめぐってですね。

○小山委員（代理：林）

いや、必ずしも。

○濱田教授（北海学園大学）

そういうわけじゃなくて。

○小山委員（代理：林）

だけではなく。

○濱田教授（北海学園大学）

そういうわけじゃなくてですか。

○崎田委員

排水とか廃炉とか、その辺のこと全体のことと地域、漁業者の皆さんが定期的に意見交換する、情報交換するようなパイプが、仕組みとしてつながっているのかどうかということです。

○濱田教授（北海学園大学）

それはつながっています。地域漁業復興協議会で毎回、東京電力さんのほうから報告していただいていますし、事前にその内容についても確認されていますので、そういう仕組みはございます。ただ、末端の漁業者一人一人を集めてやるということは、やっていないということでございます。

○崎田委員

ありがとうございます。

○山本（一）委員長

そのほか、ご意見とかご質問、いかがでしょうか。

開沼委員、お願いします。

○開沼委員

問題の構図を改めて確認したいんですけども、多分これまで消費者サイドについての残っている、いわゆる風評被害の問題というのは、ほかのいろんな切り口でも議論されてきたと認識しておりますけれども、漁業者の方の内部の論理、内在的な論理というのを改めて細かく伺いたいなど。

今回の資料でいうと1－5あたりでお話しされたところですけども、恐らく漁業者の方が科学的にリスクを感じているから、これまでのALPS処理水以外の話も含めて水を流さないでくれという受け取られ方をこの問題はしている部分もあると思うんですけども、濱田先生のお話だと、多分2つ理由があるんじゃないかと。

1つは、海から恩恵を受けている漁業者として、気持ちの面としてそういうことはやめてくれというところがまずありますよと。もう一つは、科学的に大丈夫であるという話はわかるけれども、やっぱりそれが消費者に届いていないから、この水を流すということに対してのイメージが悪いと社会的に受け入れられるというお話をされていたと思います。

ですので、科学的に漁業者の方が危険だと思っているのか、あるいは科学的には大丈夫だと思っているけれども、やっぱりそれが社会的になかなか理解が進んでいないから、この問題は受け入れられないという話なのかでいうと、どちらなんでしょうか。どちらも漁業者の中には多様な意見があるという話だとは思いますが、そこら辺のそうであればどういう分布になっているのかと、意識、認識の分布ですね、教えていただければと思います。

○山本（一）委員長

濱田先生、よろしくお願いします。

○濱田教授（北海学園大学）

これは一人一人お聞きしたわけではないので想像でしかないんですが、1つはもう基本的に受け入れられないということだと思います。その受け入れられない理由というのは、当然、感情といますか情動的といますか、もうそういうこと事態がだめだということです。科学的なリスクについて、恐らく何度も説明すれば、そのことはわかるというふうに思います。ただ1点。1回汚れたものについては、これだけは許せないということです。さらに、その理由として、要するに消費回復がおくれる恐れがある、社会的に受け入れてもらえないだろうという話になっていきます。開沼さんがおっしゃるような内在的な問題は、両面があるというふうに受け取っていただければと思います。

必ずしも科学的に大丈夫だといっても、頭で理解できて科学者でもないから本当に大丈夫だと確信できるわけじゃないわけですね。それは私だってそうですけれども、どこで確信できるかは、なかなかできないわけです、頭で理解できてですね。基本的に一度、高濃度に汚染されたものは、もうイメージが悪いと。そういうことだと思います。

例えば不動産で新しい部屋を決めるときに、その部屋で殺人事件があったら、科学的に大丈夫でもそこに住みたくないのと同じだと思うんですよね。1回床に落ちた食べ物を科学的に大丈夫だといっても食べたくないのと同じで、それは人間としてそういう反応するのは、生き物として普通だと思うんですよ、人間として。そういう感覚でやっぱり受け入れられないということが、まずあると。その上で、外部に説明しなくちゃいけないのはそこだけだと弱いから、やはり消費者が受け入れられないんじゃないですかということにも、話の構造がつながってくるということだと思います。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございました。私は消費者の代表として、ここに座らせていただいている者なんですけれども、質問はもう全くありませんで、最後にお話になった、この資料でご説明いただいたことに関しては、私はかなり真髓というか、アグリーできるなというふうに思ってお聞きしておりました。だから、そういうことを感想としてお伝えしたいというだけなんですけれども、ありがとうございました。

以上です。

○濱田教授（北海学園大学）

どうもありがとうございました。来てよかったです。

○山本（一）委員長

柿内委員、お願いします。

○柿内委員

どうもありがとうございました。全体的な印象として、事態の推移を見守る印象を受けるんですけども、実際いろいろな当事者と接する機会がある方として、いたずらにどんどんタンクをためていくということも敷地の問題もあり、いろいろタンクの耐用年数あり、いたずらに延ばすこともできないと思うんですけども、実際、当事者の方々は、待つということに対して、どういうタイムスケールというか、どれくらいの目安というか、そういう時間意識を持たれているかという、実際の現場としての感覚とか、もし思うところがあれば教えていただきたいなと思うんですけども。

○山本（一）委員長

濱田先生、お願いします。

○濱田教授（北海学園大学）

100年ぐらいかかるんじゃないかという漁業者が結構いるんですよ。原子力発電所の構内が今どうなっているかという内容が時々漏れてくるわけですね。地元の関係者が中で勤めていることもあって、結構その情報が漁業者の中で回っていることもあって、一部の情報だとは思いますが、そういったものを受けて非常に長くかかるんだと言っておられます。原発の事故収束のことでございますけれども、そういうふうに感じておられるようです。

あくまで魚の販売については、漁業者ご自身がやっているわけじゃなくて、一旦浜で仲買人に受け渡してからの話なので、その仲買人の魚を買う買い付け意欲といいますか、これ以上買っても売れないという判断があるので、そうした状況からまだまだなんだというふうには漁業者は感じているところもあれば、本当に風評で売れないのというふうに懐疑的になっているんですか、仲買人に対して疑っている方もいて、そこにはさまざまなご意見があります。ただ、現地にいと、その辺が悶々としてわからなくて今があるという感覚でおられるように思います。

どれぐらいの時間感覚で今後推移していくかというのは、恐らく漁業者サイドのほうは、もう全然わからないという感じでございまして……、どういうふうに答えたらいいのかな……。

○小山委員（代理：林）

濱田さん、今質問の意図は……

○濱田教授（北海学園大学）

内容が違いますか。

○小山委員（代理：林）

タンクがあと何年容量が持ちこたえられるというふうに漁業側は考えているかというのもあったかと……、そういう意味ですか。

○濱田教授（北海学園大学）

ちょっとすみません、質問の……。

○小山委員（代理：林）

だから、多分100年というのは、廃炉がどれぐらいかかるかというのを海から見た認識。

○濱田教授（北海学園大学）

そうですね。そういうことを言っておられる方がおられて、非常に長いスパンで考えられているということだと思います。

タンクの話だけですか。タンク……。

○柿内委員

タンクの問題というのは、東京電力さんとか実際事業者の問題だと思うんですけども、どれくらい出さなければこの問題は解決するかというふうな、当事者としての認識が多いかということをお尋ねしたかったんですけども。

○濱田教授（北海学園大学）

どれくらい出すというのは何を出す……。

○柿内委員

汚染水というか、そういったためていたものをこれから持続的に出さないで、この状態でどれぐらい辛抱すればそういうものが問題が収束するとかという、そういう当事者の問題としてどういう認識があるかということです。

○濱田教授（北海学園大学）

東京電力に対する漁業者側の感覚ということですか。

○柿内委員

はい。

○濱田教授（北海学園大学）

今、事故の処理をしている東京電力に対する……、そこは直接聞いていただきたいんですけども、私が会議とか出ている感覚でいうと、まだタンクをいっぱいつくる場所があるじゃないかとか、要するに漁業者側からすれば、タンクをつくってためといてくれというような、こういう感覚があります。それとあと、とにかく汚染水を減らす努力をしてほしいというものです。海に流すこと、放水するほうに努力するよりも、汚染水を減らして早く燃料デブリをとってくれというふうに、そちらのほうに期待を持っているということなんですね。そちらを急げばいいでしょ

うという、そういう感覚でおられます。溜まった汚染水をどう処理するかよりも、廃炉のほうが主なので、漁業者側はそちら側を早く進めてくれというような感覚ですね。

○柿内委員

そういう意味では、汚染水の問題が今出す出さないという議論でなくなれば、そういう海洋へのリスクがなくなるという認識でよろしいんですよね。

○濱田教授（北海学園大学）

もちろん汚染水を放水することについては、一貫して反対しているんですが、とにかく陸上で汚染水を貯めるということについては、それについては、できればそれを続けていけば良いではないかというような感じですね。選択肢としてそちらを選んでくれという感覚でいます。

○柿内委員

そういう意味では東京電力の方に、これまでも説明はあったんですけども、汚染水をこれまでためてきた中と、あとこれからためていける容量というのは、もちろんその土地の利用の制約とかはあると思うんですけども、そういう今の状況がどれくらい逼迫しているのかという状況は、必ずしも皆さん情報として共有されていないと思うので、そういう情報を開示していただいて、どの時期にこういうことをやらないと今後さらに事故とか突発的に管理できない放出ということが起こり得る、そういうことをちょっと紹介していただきたいなと思うんですけども。

○東京電力（松本）

東京電力の松本でございます。

タンクの逼迫度合いというお話だと思います。これはなかなか難しい問題がございます。現状どういうふうに行っているかということをお申し上げますと、やはり2年から3年ぐらい先までの汚染水の発生量、これも例えば降雨の状況ですとかいろいろ対策を打っているものの、効果の度合いということで、どれぐらいの割合で汚染水がふえてくるかというのは、常に予測をしております。

幾つかの対策は効果を出し始めておりますので、例えば事故から数年後ぐらいの段階ですと、1日500トンぐらい多分汚染水がふえているということで、1,000トンのタンクといいますと相当大きなタンクですが、これを2日から3日に1個ぐらいつくるというペースがどうしても必要ということでやってまいりました。

これは今200トンとか、それを切るぐらいのレベルにまでなってきていますので、そういった予測をしながら古くなってきている旧式のタンクについても、これは信頼性の高いものにかえるということで、これはタンクを壊してもう一度つくり直すということになりますと、この作業期間というか、それが2年から3年ぐらいはかかりますので、大体二、三年ぐらい先までは確実に

タンクが不足しないようにということで今計画を立てております。

ただ、その先になりますと、今、液体の問題としてタンクにためておるわけですが、実は固体の瓦れきですとか、そういったものも余りきちっとした形で、線量の高いものはなるべく建物の中に入れるということをしているんですが、本来であれば全部きちっとした建物の中に入れていくというのがもとのルールでございますので、今そういう状態にしていくための準備をしております。

ですから、敷地というのはそういうことも考えて、そういう大きな保管庫をつくったりとか、そういうことの計画を立てておりますけれども、したがって、そういう計画を例えばおくらせて、固体のものは外に出したままにしてタンクだけをつくるというような、タンクを重視してつくるというようなことを考えれば、それは計画としてどこまで耐えられるかというのは変わってまいります。そういう意味では、今の段階で申し上げられるのは、現状何をやっているかということでございます、それは2年から3年ぐらい先までを見て、必ず保管ができるようにということでやらせていただいているというのが現状でございます。

常に楽な状況はなくて、ずっとそれぐらいのスピードの中で自転車操業的にやりながらも確実にやりたいということで、計画を立てて実施しているという状況でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

林委員代理、お願いします。

○小山委員（代理：林）

福島大学、小山委員にかわりまして、きょう出席させていただきます。

福島県の地域漁業復興協議会という漁連と水産庁さん等々で組織されている協議会のメンバーに、濱田教授と一緒に入って毎月議論している者として、今の点に関して補足というか一言申し上げたいんですが、毎月いわきの水産会館で実施されております協議会の場で、タンクがあとどれぐらいでいっぱいになっちゃうかというような直接的なその話題が、これまでそういう形では議論されてこなかったと認識しています。

むしろ、今、松本さんおっしゃいましたように、それをできるだけ延ばすためにどういうことをやっているかという東京電力の現場の方からのご説明があつて、では漁業者なり我々のような、いわば有識者委員と言われている者からすると、それがどういうふうなスケジュール感で進みますかというようなことをお尋ねするというような感覚。

例えば今ほどご説明ありましたとおり、敷地の面積が非常に限られていますので、四角形にタンクを置いていたら非効率なので、間を埋めるような形に置き直していくとか、それもフランジ

型のリプレイスしながらということで、大変難しいスケジュールにはなるんですけども、そういうふうにタンクを増設して、今のところ100万トン容量、全部でほぼありますけれども、10万トン程度ふやす予定であるとか、そういうふうに容量は若干ではあるが、ふやす見通しである。

一方、汚染水が貯留されていく日量は、今200トンを超えるレベルまでは何とかできているので、では今一生懸命やっている凍土遮水壁を最後のところ以外を凍結して、あと残りを完全に凍結するまで次のステップですというような説明が通常なされています。規制委員会のほうで認められれば、完全閉合に進みたいと。そうしたら、雨量とか敷地の中からどれぐらい漏れてくるかにもよりますけれども、今100トンから200トン程度の日量が増加しておりますけれども、もっと劇的に減る可能性があるというふうなことを現場の方は説明してくださっていますし、漁業メンバーと我々のようなメンバーも、そのように理解しております。

以上です。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

ほか、ございますか。なければ次に進みたいと思います。ありますか。

関谷委員。

○関谷委員

ありがとうございました。私も風評被害のことを研究しているんですが、ほぼ濱田先生と考えていることは一緒でして、消費者の問題というよりは流通の問題であって、漁業者としてはもう事業が継続できるとか、漁業をこのまま続けていく前提として、事業者の論理というよりはとにかく当分の間出さないでくれというのは、私も聞いている限りでそのとおりだと思いますので、私は流れと結論部分は非常に納得というか、私もほぼ同意見です。

1点ちょっとお伺いさせていただきたいのは、それに関連してなんですけれども、三陸産のワカメの話が出てきましたけれども、私個人としては、結論部分は風評を理由に三陸産を仕入れないというのは一緒なんですけれども、私はどちらかというと、三陸産のものについて聞いているのは、要は2011年、12年の段階で棚がなくなってしまって、中国産の業者やほかの業者にとられてしまって、その回復しない理由として放射能があるからとか、あと事業者の人、または特に地元のマスコミの方々を中心として、そういうふうに理解して、それが何か三陸沿岸部の漁業者の同意になってしまっているというところのほうが大きいかないかなと思います。

だから、私が思うのは、三陸産に関しては福島と状況は違うのにその誤解があって、シンチレーションカウンターを入れたりとか、どちらかというと流通対策というよりは、むしろ放射能対策に行っているというところがあるんじゃないかなと思うんですけども、私は福島県

のことに 대해서는同意するんですが、この点については濱田先生はどう思われますでしょうか。

○濱田教授（北海学園大学）

なかなかこの辺は難しい、微妙なところがあると思うんですけども、要するに、震災が起って事故が起こったことは事実であって、そのことによって、売れないだろうというふうな想定で、小売業界が棚が埋まらないから輸入などで対応したというふうなことと同時に、事故があつて風評が起こるだろうということもくっつけて話をなされているわけであります。漁業者はその辺のことをわかっていないんですが、要するに小売業界がお断りする理由として、本当のところはもう別なところと契約しているから三陸産は買えないんですよと言いたいんですけども、そうすると今まで取引していたのを取りかえたということになり、角が立ちますから、風評を理由にするのがとても便利なツールになっているということも考えられるということです。

ここの真理はわかりませんが、何を理由にするかは買う側の勝手なので、別のところと契約しているから、あなたとの取引は再開できませんという言い方は非常にきつい言い方になるので、風評を理由にすれば理解が得られるだろうという発想で、こういう話が出ているというふうにも私は思います。

三陸のワカメ加工業者になぜ売れないのですかと聞いたら、いや、流通先が「消費者が買わない」という、いわゆる風評を理由に買ってくれないんだというような答えが返ってくるのです。それはそうなのだけれども、風評だけに原因を求めるとすることには、ちょっと無理がある部分もあると思うんですよ。

要するに、新しい取引を始めた以上、すぐに三陸産に切りかえられないという事情があると思います。だけれども、三陸産は風評のおそれがあるからというのも理屈が成り立つのですよ。小売業界は消費者の意向を先回りして物を仕入れるという特性がありますから。

多分、賠償問題でいろいろ議論するとき、この辺はいろいろな、どこで風評なのか風評ではないのかという線引きは非常に難しいと思うんです。それでも、買う側の流通業者が風評だというふうに言えば、もうそれしかないですよ。おそらく。

○関谷委員

私が思うのは、三陸産で科学的に問題がなかったとしても、要は風評を理由として買い控えが続く可能性がある、買い控えがあつたと、実際。だから、それが戻ったというのは、ある意味三陸の問題であって、例えば汚染水の問題であつたりとか科学的に安全であつたとしても暴騰は続くという立証になるというふうに考えていいわけですね。

○濱田教授（北海学園大学）

要するに、経済的損失が出た場合にどこに原因を求めるかといったときに、風評なんだという

のはなかなか実態がつかめないけれども、風評というのは便利なところがあるのです。ワカメも一応賠償も出ているんですよ。ある種、風評と認められたものなんですね。それは海洋汚染というのが、まずここから始まっているので、この事実が消えない限りは、この記憶が消えない限りは、いつでも風評なんというのは理由として出てくるのではないかと思います。

買い控えというのはあくまで現象なんですけれども、その理由をどこに求めるかは外からはなかなか分析できないのではないかと思います。いや、風評の専門家の先生に言うのも失礼なんですけれども、私にはできないですね、実態がつかめない部分なので。でも、まさに風評を理由に風評が出るというのは、まさに風評だと思うんですよね。

○関谷委員

いや、お伺いしたかったのは、だからそんな簡単に解消できないという部分を多分濱田先生はおっしゃりたいんだなと思って、僕もそう思っていたので、それを確認したかっただけです。

○濱田教授（北海学園大学）

ありがとうございます。

○山本（一）委員長

どうもありがとうございます。

では、濱田先生、席までお戻りください。

○濱田教授（北海学園大学）

どうもありがとうございます。

○山本（一）委員長

続きまして、J A全農福島、本部長の猪股様から、福島県産農畜産物の風評被害の実情と今回の取り組みにつきまして、ご説明をお願いいたします。

○猪股本部長（J A全農福島）

ご紹介いただきました全農福島県本部、本部長をしております猪股でございます。

きょうは2人で参っております。タイトルにありますとおり、福島県産農畜産物の風評被害の実情と本会の取り組みについてということで、ご承知のように、全農という組織は農業協同組合の連合会でございます。福島県は今、約2,000億程度の総生産額がございますが、5つのJ Aを通じまして米であつたり畜産物であつたり青果、生鮮、そういったものの2,000億程度の農業総生産額のうち約半分程度を全農を通じて市場なり業者なり、そういったところへ販売するという実務を担当する立場で、きょうはお邪魔した次第でございます。

議事録を拝見いたしますと、前回、福大の小山先生が学術的な切り口から福島県の流通について報告があつたかというふうに見させていただきましたけれども、小山先生のネタのうちの幾分

かはうちから出ているということもございまして、きょうは現場の学校の先生とは違った、現場の人間がこんなことをやってきて、それで今現在こんなことを考えていると、そんなことをきょうご説明できればいいのかなというふうに思っております。

全般的なことは私がやってございますけれども、資料のつくり込みなり現場ということで、きょうは今福担当課長と一緒に来ておりますので、担当課長のほうから資料に沿って詳しくご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○今福担当課長（J A全農福島）

こんにちは。全農の今福と申します。

私のほうから資料の説明をさせていただきますが、まずタイトルにあります風評被害の実情と本会の取り組みについてお話しする前に、福島県の農業について、皆さんどのようなイメージをお持ちでしょうか。具体的にはどのような品目を思い浮かべますでしょうか。例えば北海道であれば今話題のジャガイモとか、新潟であればコシヒカリ、鹿児島であればサツマイモとか連想されると思うのですが、まず初めに、この実情をお話しする前に、福島県の農業について紹介させていただきたいと思います。

はじめにということで、福島県の全国における位置ということで、これは県の統計情報から引っ張ってきました。まず県土、面積でございまして、全国的には3番目と、北海道、岩手に次いで県土が広いと。そこで、農家にかかわる仕事というか農業に携わっている件数はどのぐらいあるかということなんですが、3行目にありますとおり7万5,000戸ほどございます。全国でいいますと5番目に多いんですね。うち専業、主業的に農業を営営されている方は9,000戸ございます。これは全国で9番目に多いと。耕地面積ですが、14万4,000ヘクタールということで、こちらは全国で7番目に多い。そこで生み出される産出額というのがございまして、約2,000億弱、1,900億ということになっております。こちらはぐっと下がりがして、全国で18番目の位置づけということになっております。ちなみに、これは27年の実績でございまして、震災事故前は11番目に多い農業産出額を誇ってございました。

この農業の構成比になりますけれども、お米が約29%、野菜が24%、果実、畜産と続きますが、個人的には非常にバランスのとれた産地だというふうに思っております。

続いて、主な農畜産物をご紹介します。

まず水稻ですが、収穫量が28年の実績ですと35万6,000トンほどございました。これは全国で7番目に多い収穫量を誇っております。ちなみに、これも事故前ですと全国で4番目に多い産地でございました。その他、畜産ですが、黒毛和種ですと12番目ですね、豚ですと20番目、生乳ですと18番目の位置づけだということでございます。

続きまして果物になりますけれども、やはり福島県は桃の産地でございます。桃の収穫量は山梨に次いで2番目の位置づけで全国シェアの23%でございます。続いて野菜でございますが、野菜は夏野菜を中心に生産しております。特にキュウリは全国で3番目に多い産地でございます。そのほか、サヤインゲン、トマト、こういった夏野菜を中心として、今の季節ですとアスパラガス、これから会津が産地になりますけれども、アスパラガスが出荷されます。これは全国で7番目の収穫量ということになっております。

ここから本題ということで、福島県産農畜産物をめぐる情勢ということでございまして、何をもってこの情勢をお話しすればいいかということなのですが、やはり一番わかりやすいのは価格だろうということで、価格の推移をグラフ化してお持ちしました。

4品目ほどご紹介させていただきたいんですが、まずはお米でございます。

青い線が浜通り産のコシヒカリ、比較対照としまして隣県の栃木コシ、茨城コシ、あと全国平均は赤い線になりますけれども、これを用いて事故前と事故後、どのような推移をたどったかということです。

まず原発事故前ですと、ほぼ全国平均、あと近隣県と同価格帯で推移しておりましたが、平成23年産のお米から、このように取引価格が他産地、並びに全国平均を大きく下回る価格で推移しており、これは最近ですと28年産の価格、これは29年1月の単月価格になりますけれども、ここでも1,020円、60キロ当たりの格差があつて、なかなかこの差が縮まらないというような状況になっております。

続きまして、桃でございます。

これも同じように福島県産は青い線を表示しておりまして、全国平均が赤です。比較対照としまして、主産地であります山梨と長野を用いました。こちらは毎年度の8月の実績ということになります。事故前ですと、主産地では山梨に次いで福島、長野という市場の順位ということですが、取引価格で推移しておりましたけれども、23年産で長野と福島の順位が変わっております。入れかわっております。事故後、推移しておるんですが、この順位というのは変わらずそのまま固定化してしまっているという状況になります。

ちなみに主要産地との価格差ということで、山梨とは大体、事故前から比べると200円まではいかないですけれども、150円以上の価格が開いておりますし、長野には逆転されて、逆に100円近い価格差をつけられているというような状況です。

なぜこのような状況になっているかという一つの要因でございますが、スーパー、いわゆる量販店、こちらにおいて他産地との併売がふえたというのが要因と考えております。今まで店の棚に8月上旬は福島県産だけを置いておけば商売になったんですが、なかなか事故後それだけを置

くいろいろなクレーム等々が入るということで、消費者の方々に選択の余地を与えようということで、併売がふえてきたと。併売がふえたことによって他産地の価格が上がり、福島は下がったというふうに分析しております。

続きまして、キュウリです。

キュウリは7月、8月の実績をグラフ化しております。同じように、福島は青の線、全国平均は赤の線、比較対照として東北の岩手、秋田、これはキュウリの産地でございますので、ここを用いました。キュウリは全国で3番目に多い収穫量を誇ると、先ほど説明させていただきましたけれども、この7月、8月、夏秋にかけては福島が全国で一番生産量が多いです。事故前ですとプライスリーダー的な役割、東京に近いということもありますので、収穫後すぐ東京のほうに納入できるということから、品質的な評価が高いということと、市場占有率4割を超えておりましたので、そういったことで価格も他県、全国平均に比べて高く推移をしておりました。

平成23年に全国平均と同じ価格帯になりまして、24年にその順位が逆転しました。ただ、25年以降回復しまして、この推移だけを見れば事故前に戻ったというふうに言われておりますが、ただ、ここの棒グラフをごらんいただきたいんですけども、これは東京市場に納入された全集荷量をグラフ化しております。24年は豊作でして、入荷量が非常にふえたんですね。当然、農畜産物は需給と供給のバランスによって価格形成がされると思っておりまして、25年を見ていただきたいんですが、入荷量が減っているんです。この比較をどこにするかなんですが、22年から比べるとこのぐらい減っているんですね。26年、これも他の産地が不作だったということもあって、かなり減っております。

要は、需給がタイトだったために、お店のほうでは福島県産を取り扱わないと商売ができないということから、価格が戻ったように見えるんじゃないかというふうに思っております。ただ、桃は戻っていない。桃は嗜好品的な要素が強いのかなと。ただ、キュウリはどちらかというと生活必需品というんですか、この時期には食卓に欠かせない食材だということから、このような状況が起きたのかなと思っております。

続いて牛肉です。

牛肉も青が福島県産です。比較対照として隣県の産地のもので、赤い線が全国平均でございます。事故前ですと全国平均とほぼ同じ価格で推移しておりました。時には交差したり上がったり下がったり、ただ、ほぼほぼ同じような推移をたどっていたということなんですけど、これも事故後がぐんと下がってまして、一番開いたときは23年10月で、キロ当たり590円も下がっております。牛肉はどのぐらい手取りが違うかというと、大体1頭の重さが500キロですので、590円を乗じていただければこれだけで30万手取りが変わってくるということです。だんだん各産地との差は狭

まってはきましたが、今現在、29年2月でキロ当たり224円違います。これだけでも農家の方に見れば10万手取りが変わってくるということです。

よく買いたたきがあるんですかということで、我々は質問を受けることがあるんですが、畜産業界、畜産に携わる人間に聞いてみますと、買いたたきという認識はないと言っております。ただ、競らない。この競らないとはどういう意味かといいますと、お肉の取引は競りによって行われます。その競りに参加される方、福島県産牛肉を買いたいということで参加される方が少ないと。これは他の産地に比べて少ないと。要は参加される方が少なければ競争が少ないわけで、これによって、なかなか他産地と同等の価格にならないということでございます。

このような情勢の中、我々全農ではどのような取り組みを行ってきたかということについてご紹介申し上げます。

これまで行ってきた主な取り組みということで、大きくは流通対策と消費者向けの対策、消費宣伝がございます。

ここには記載しておりませんが、まず1年目は体制づくりを主に行ってきたのかなと。体制は何かといいますと、まずは検査体制であったり、あと農業者の損害を回復すべく損害賠償請求のフレームづくりだったり体制づくりであったり、このようなことを行いつつ並行して流通対策を実施してきました。

主なものを紹介しますと、左上にあります、ふくしま米産地視察説明会ということで、こちらは24年と25年に実施しております。卸売業者であったり量販店のバイヤーさん、あと小売店、こういった方々にこういう説明会をするのでぜひ福島にいらしてくださいということで、この2年間で約300名の方に来ていただきまして、平成24年からご存じだと思うんですが、福島県でとれるお米については、全量全袋検査という放射能物質の検査体制を敷いております。そういった作業風景といいますか検査風景、検査体制をこのようにやっていますというのをまず現場で見ていただくということで説明をしております。

あと、青果物安全・安心な取り組み説明会ということで、これも2年にわたって、これは場合によっては消費地に出向いて市場関係者の方々や量販店のバイヤーさんをお呼びして、福島県内で行われているモニタリング検査の取り組み状況の説明会を開催したと。そのほか、菌床シイタケとかあんぽ柿の出荷に関する説明会等々も行っております。これが事故から二、三年にかけて実施した活動です。どちらかという、安全性確保の取り組み、これを説明する機会をふやし、活動を行ってまいりました。

直近の取り組みということで、安全性発信から福島県農産物の魅力発信に軸足を置いた活動を中心に説明をしております。例えば福島県産農畜産物の集いということで、これは28年10月に東

京都内で開催しました。ここで福島県産農畜産物を取り扱う市場関係者、バイヤーさんにお集まりいただいて安全性確保の取り組みも説明しつつ、実際福島の牛肉だったり豚肉だったりを賞味していただく機会、あと、ふくしまの米求評懇談会ということで、26年から毎年開催しておりますけれども、主要な取引先を招いて福島県産の取扱い方針等々を説明すると。あとは、福島県産を福島県内で消費していただく機会をふやしていこうということで、県内のホテル、旅館、飲食店向けのキャンペーンを、当時アモーレで話題だった平愛梨さんをメインに据えまして、このようなキャンペーンを行ったりということを活動してまいりました。

次に、消費宣伝、消費者向けの対策ということで、これはもう今は終了しましたが、25年から27年にかけてバーベキューフェスティバルということで、消費者の方々約3,000名においていただいて、県産牛肉と野菜を使ったバーベキューを開催したり、こちらは地元のコープとタッグを組みまして、地産地消を広げようと、強化しようということでJ A全農フェアを開催したりということで、これ以外にも多々ございますが、こういった取り組みを行ってまいりました。ただ、なかなか価格の回復は難しいというのは、情勢でご説明したとおりでございます。

本会が認識している問題ということで、幾つかご紹介します。

我々は卸売業者だったり、時によっては量販店のバイヤーとの商談を行うことになります。何とかお店に置いていただけないですかというような話もするんですけれども、なかなか置いていただけないと、なぜですかと、福島県産を販売すると消費者の問い合わせが想定されますねと、その説明は物すごく大変ですと。こういったことで、バイヤー等に説明し一定の理解を得られているんですが、これを現場に落とすというのは相当な労力が必要だということがあって、なかなか難しい。あと売れ残りのリスクが大きい。

消費者庁で行っています風評被害に関する消費者意識の実態調査というのがありまして、平成25年3月11日から定期的に調査が行われ、それが開示されております。その中で「あなたは、普段の買い物で食品を購入する際に、その食品がどこで生産されたかを気にされますか。」という問いがありまして、「どちらかといえば気にする」、「気にする」というのが合わせて65%ほどございます。「気にする」、「どちらかといえば気にする」と回等された方にお聞きしますと、「あなたが、その食品がどこで生産されたかを気にされるのは、どのような理由からでしょうか。」ということで、「放射能物質の含まれていない食品を買いたい」という方が1回目が一番多かったんですが、下がりつつあるものの、まだ18%ほどいらっしゃるということです。そのうち、どこがNGですかということで、やはり福島が多いという調査結果にもあるように、やはり店では、リスクがあるものは取り扱いたくないんだろうなということ。

あと、イベント型の消費宣伝は消費者からの受けもいいです。例えばこういったフェスティバ

ルとかですね。盛り上がるんですが、では実際おいでいただいた消費者の方々がどこで買えるかというと、お店がない、福島県産を売っているお店が非常に少ないと。ですので、最後になりますけれども、では今後、我々はこういったことに軸足を置いて取り組みを行っているかということで、2つほど紹介させていただきます。

まずは「「安全性の発信」から『おいしい』への転換。」というのは、先ほどの流通対策で申し上げたとおりですが、「そして、次の展開へ…」ということで、置いていただけるお店をとにかくふやしたいということで、売り場にマネキンさんを配置して対面型の消費宣伝、こちらに力を入れていこうということです。どちらかといえば、これは出口対策ということになります。

もう一つは、入り口対策としまして、信頼され続ける産地であるためのチャレンジということで、生産現場にもう少し汗をかいていただこうと。今までも福島県内の農業者は汗をかいております。除染対策であり、吸収抑制対策であり、あと検査、これがあって初めてスタートラインに立てるんですが、それ以上のステージというかステップを踏んでいかないと、なかなか価格の回復は難しいということで、具体的にはGAPの普及に向けた支援というのを行っていききたいと。

皆さんもご存じの方もいらっしゃると思うんですが、今後、GAPという言葉をよく耳にする機会がふえていくと思います。東京オリンピックの開催が決まっておりますけれども、その選手村に供給される、納入される食品については、このGAPの認証をとっていないと納入できないということもございますので、そういった取り組みをしていきたいと。

GAPとは何かということですが、この図で見ていただいたほうが良いと思うんですが、要はPDCAサイクルを回して、持続的な改善活動を促していこうというような取り組みです。これを普及する、取り組むことによって、消費者や実需者の信頼確保につなげてまいりたい。

その中で、我々はJGAPの推進、ただGAPについての知識が我々はまだまだ不足していますので、まずは全職員、福島の職員はこのJGAPの指導員の資格を取ろうと。この中で勉強し理解を深めていこうと、それをもって普及を図っていこうというふうに考えております。

私の用意した資料は以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問とかご意見はございますでしょうか。

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。今のご説明の最初に、福島というとうとういうものを思い出されますかとおっしゃっていただいて、私は桑折町の桃とかあんぽ柿とか、そういうのがあったんですが、

そういうのもちゃんと出てきて、ほっといたしました。きちんと放射線の検査をして基準値以下のものはきちんと出していくという体制を整えてやっておられるということで、そういうものはしっかりと戻っていくといいと思って伺っておりました。

それで2つ伺いたいんですけれども、農業の場合は、浜通り地域の線量のまだ高いところは戻れないところもあるわけですが、最初、事故前の農業生産者ですか、農業者の方の何割ぐらいが現在農業に戻っておられるのかという状況をお伺いしたいのと、今農業をやっておられる皆さんにとって、放射線の影響、特に廃炉というのがどういうふうなものに移っているのか、どういう話し合いになっているのか、その辺を伺いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○山本（一）委員長

お願いします。

○猪股本部長（JA全農福島）

最初の質問は、浜通り、原発立地地域を中心にどのぐらいの農業者の方が戻っておられるのかと。ちょっと正直、きょうは何%、何%ということは戻っておりません。例えばの話でいいますと、楡葉町というところがございます。第一原発からちょっと南、東というのかな。そういうところでございますが、そこは10%も戻っていないというのが実態だということでもあります。

総じて、例えば浜通りといいますと、北から言いますと新地、相馬から始まりまして、南はいわきまでありますけれども、まだまだ困難区域というんですか、そういうところは完全ゼロではありますけれども、この3月、4月で相当数の面積が解除になってございますが、現実的には10%とかそれ以下とか、そういうのがやはり多いというのが実態であります。

ですから、今、卵が先か鶏が先かという問題はあるんですけれども、どちらかという、やはりインフラも含めて農業施設も含めて準備して、さあこのぐらい準備になったからどうぞ戻ってきてくださいと、そういうような感度で国なり各市町村なりJAグループが始まっていると。

具体的に言えば、カントリーとか倉庫とかそういった施設なり、それから畜産をやりたいという人については、ヒアリングをしながら資金なり敷地の提供、そういったことがようやく始まったということで、実になるのはもうちょっと先かなというのが実態でございます。

それから、後段の話でございますが、我々はどちらかという販売を主体にする団体でございますので、農業者を集めて今こうだ、ああだという定期的な廃炉に対する振興なり現実なりを説明する会議の場というか、話し合いの場は持ってございません。

ただ、損害賠償ということで月に一度、いわゆる東電さんも含めまして今月の損害賠償の実態とか支払いの進行ぐあいとか、そういったものについては、我々全農もメンバーでありますので、そういった中で各JAさんの代表なり農業団体の代表が集まって、月1回損害賠償という角度で

かわりを持っているというところでございます。

説明では、むしろ中央会とか各現場の農協さんが、どの程度、東京電力さんなり地元の市町村と話し合っているかというのは、ちょっと私は持ち合わせておりません。

○崎田委員

ありがとうございます。

○山本（一）委員長

そのほかに。では、辰巳委員。

○辰巳委員

ありがとうございました。全農さんのほうのきょうのお話は、全農産物の半分ぐらいが対象だと、たしかおっしゃったような気がするんですね。その状況のご説明だというふうに伺ったんですが、半分というのはかなり大きな量だというふうに思うんですけれども、逆に言うと見えていない半分というものもあるんだろうというふうに思うんですね。

その状況というのはどの程度把握されているのかというのが、もしわかればなんですけれども、つまり例えば流通さんとも連携しながら、もしうまく回復されているものがあるのかどうかとか、そういうのがわかりませんが、いい事例として何かあったら参考になるというふうなこともおありかというふうに思うんですけれども、現状どういう状況なのか、その見えていない半分というのはどういうふうに把握しようとされているのか、されていないのか、そのあたりを伺えればというふうに思っただけです。

○猪股本部長（JA全農福島）

半分と申しますのは、自家消費されるお米も含めて、そういうのもあるというのがまず1つでございます。

それから、オール農産物を扱っているという、厳密に言いますと例えばブローラーであったり卵であったり、そういうのはうちは通っていませんので、うちの扱いから除外しているという説明ももう一つでございます。

それから、例えば今、復興対策ということで民間なりの手法が入って、大型ハウスを建ててトマトをつくったりとかイチゴをつくったりとか、そういったものが浜通りを中心にされておりますが、そういった国のお金なり、例えばJRさんのお金なり、そういったものについて生産物を全部JAグループが扱っているかという、そうでもありません。そういったことを引き算すると半分だというのがまず第1点でございます。

それから、うち以外はどういう状況になっているのか把握していますかということかと思えますけれども、うまくいっている事例については、やはり我々が一番マスコミ等も含めて、例えば

いわきでJRさん等が出資したとまとランドとか、ああいった企業的な栽培について、いわゆるできた成果物出荷をして、それなりに市場なり業務用なりも受け入れられている部分が出てきたのかなというのは、うちが通っていないから軽々には言えませんが、うまくいっている部分もあるのかなという部分でございます。

一方で、マイナスの部分については、なかなかハウスを建てた、さあトマトができた、レタスができた、でもそれはどうやって売るんだという部分で相当苦労なさっている部分もあるというのも聞いているのも実態でございます。こんなところかなと思っております。

○小山委員（代理：林）

2点ほど補足でよろしいでしょうか。

猪股本部長と福島県の農業の復興に向けて、福島大学も一緒に検討していますので2点ほど補足なんです。今、農林中央金庫さんのほうで、後藤常務を筆頭に福島県の農業、林業、漁業の復興に向けているらなご支援をいただいております、その中のテーマは、半分は全農さんで監修をしておられるような農産物、林産物をなるべく福島ブランド復興という形でマーケティングしていくという部分。残り半分は、もしかすると浜通りのほうで水田の作付再開とか、林産物の生産再開ということに向けて、どういう現場の生産体制をつくり直していくかというようなソフト的なことも含めての研究の設定になっています。

そういった部分については、双葉郡でいいますと広野町とか、田村市でいうと旧都路地区とか水田の再開面積が比較的広がっている地域で、どういうコミュニティーがそこで再構築できているのかということ念頭に置いて、ほかの双葉郡のエリア、相馬郡のエリアにもどういうふうな形で促進していくかというふうに検討しよう。

もう一つ、全農さんのほうでは、林業の中で主要な産業だった原木シイタケ、里山のほだ木を使ってシイタケを生産するのが今できておりませんので、かわりに菌床ということでチップを使ってシイタケを生産するというのが、今後、双葉郡の産業の一つの軸になっていくということでご支援いただいております。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

高倉委員、お願いします。

○高倉委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、私は南相馬出身なので、よく帰って現状を見ているんですけども、これは全国的にも同じだと思うんですけども、田舎は過疎化、高齢化が非常に進んでおります。ところが帰ってみると、特に相双地域は過疎化、高齢化が全国に比べて物すご

く急速に進んでおります。これに対してどういう考えを持っているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○猪股本部長（JA全農福島）

その答えは、販売業者を担当する全農というよりも、JAグループで現場はどんなことをやっているんだというほうが、むしろ正確な私の答えになるかと思えますけれども、これはいかんとも年をとっていくのをとめることはできないし、全国的な傾向であります。

今、高齢化、過疎化というよりも、どうやって戻ってきてもうかと。戻ってきた人がどうやって農業生産に入り込んでいくかという、ここがやはり重要ではないかというふうに捉えております。だから、具体的にいえば、JAグループの各単協、JAさんの出資型の法人によって、まず実際の耕作、実際の生産に携わってくる場面をふやすにはどうしたらいいかという部分と、それから少ない中でも戻ってきている人がおりますので、そういった戻ってきた人を集落単位なり品目単位でどうやって束ねて一つの固まりにするか、この2つが現実論としてのJAグループの今の対応だということでございます。

なかなか高齢化に対して抜本的な特効薬というか、これだというのはあるのかと言われると、なかなか答えが詰まるというのが現実だというふうに思っております。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

大西委員、お願いします。

○大西委員

どうもご説明ありがとうございました。非常に努力をされて、いろんなことを試みられているのがよくわかったんですが、今そこに出ておりますJGAPなんですけれども、これは福島県近辺だけでやられて、全国的にはどういうふうな広がりを持ってやられているのかというのをお聞きしたいと思うんですけれども。

○猪股本部長（JA全農福島）

これは私が答えるのが適切かどうか、ちょっとわかりませんが、東京オリンピックが3年後にございます。それで東京オリンピックの農産物の供給については世界基準ということがありまして、ただ単においしいんだ、安全だということではなくて、その生産工程で世界基準に耐え得る、いわゆるJGAP、グローバルGAPに耐え得る基準が、まずオリンピックの標準的な農畜産物の供給ですよという、まず前提がございます。それは福島に限らず全国津々浦々、オリンピックという切り口からすると同じでございますので、農水なり国の予算も、相当数この29年度からここに予算がついて、登録なり認証なり、そういったものを促進する予算がついていると

認識しております。

特にということでここからなんですけれども、福島においては、やはりこういう風評というかの農畜産物については、まだまだ逆風が吹いておりますので、オリンピックより先を目指した中で、いわゆる世界がお墨つきをつけたんだから、ごちゃごちゃ言う必要はないんじゃないのということが一つの切り口かなというふうなことで、いわゆる「そして、次の展開へ…」というところにも含まれるんですけれども、安全だ安全だといっても、なかなか答えが出ないというのも身にしみてわかっております。おいしい、おいしいといっても、日本全国みんな努力していますので、それなりにみんなおいしいのも実態でございます。だったら、福島は次はどうしたらいいんだということになると、やはり今度は新しいものをつくっていくしかないのかなと。

要は、他の県内産なり世界的に認められる産地として、新しい切り口、新しい価値観、新しい付加価値、そういったものをつけながら次のチャレンジがあるのかなということで、そのツールとしてGAPの推奨、そして具体的なチャンスとして東京オリンピック、そんなストーリーを描きながら、何か新しい切り口がないのか、新しい、わかったと言わせるような切り口がないのか、そんなことで始まったツールがGAPだということでございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

では、関谷委員。

○関谷委員

ありがとうございました。ちょっと補足をお願いできればと思うんですけれども、きょうはどちらかというと、キュウリのように競合産地と価格競争になるものは大丈夫だけれども、ほかの米とか、特に牛肉とか、要はコモディティー化されている商品の場合は難しいというふうなところが、まず主題としてあったと思うんですが、もう少し詳しく皆さんにちょっと補足していただきたいと思いますのは、特に一番競合が出る新米の時期から、ある程度その翌年にかけてまで、結構時期によって出荷されるされないというのは大きな違いがあるかと思うんですけれども、その点について、特に新米の時期というのは結構、まだ福島県内では困難な状況が続いていると思うんですが、その点についてちょっとご紹介いただければと思います。

あと、濱田先生の議論にもあったように、特にお米の場合は中食、外食とか業務用米としての流通はある程度回復しているというか、むしろそちらのほうに流れてしまって、流通米というか普通のスーパーにおりるものがなかなか回復していない現状があって、価格の下落以上に流通形態が物すごく大きく変わってしまっているというのは、問題点として認識されていると思うんですが、ちょっとその点を補足していただけたらと思うんですが。

○猪股本部長（JA全農福島）

お米でございますが、やはりお米というのは1年に一作でございます。秋にとれた米を1年間かかって食べるわけでございますが、これは毎日とれるものではございませんで、悪くならない、保存性がきくということでございます。それから、人間が毎日食べるものであると。こういうことからすると、やはりなかなか、いわゆる代替性があるというようなことで、別に福島の米を食べなくても世の中済むよみたいな、極端なことを言えば、需給がジャブジャブになるとそういうことが顕著に出るというふうに認識してございます。

それから販売の形態ですけれども、今、先生がおっしゃったように、どうしても業務用中心になります。福島の米は、もともとおいしい、品質的には評価できるものであるというふうに認識しております。そういう中で、名前が出ない、いわゆる国産米という提供の仕方、そういう部分では逆に福島の米が重宝されるみたいなことがあるということ。

それから、これは価格水準がぐっと下がってしましまして、なかなか上に行けないので、いわゆるおいしくて安い米の代表格みたいなものに固定化されてしまっていると。そういうのが福島の米の今の実態だということであります。

ですから、買っていただけるのはありがたいし、業務用もありがたいんですけれども、やはり何とか震災以前のような、福島という名前で売っていただける、そういう量販店なりそういうお米屋さんなり、そういうパートナーをできる限り回復したいというのが本音のところでございます。そして、業務用になると、どうしても価格が抑えられるというのも世の中の流通の実態でございます。

以上でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

ほかに特になければ、予定の時間が過ぎております。きょうは30分早めたという事情もございまして、本日の議事はここでおしまいにしたいと思います。

その他、全体を通じて何かご意見とか、特におっしゃりたいことがあったらどうぞ。

○猪股本部長（JA全農福島）

最後によろしいですか。

やはり一丁目一番地がきちっとしてもらわないと、なかなか周辺でとれた、例えばきょうは魚の話とか農畜産物があると思います。ですから、我々としては、廃炉のスケジュールなり廃炉の実態なり、見えないところはいっぱいございますが、どうぞネガティブな報道の材料になるようなことは絶対やめていただきたい。頑張ってもああいうネガティブな報道が出ると、またなえて

しまうとか元に戻ってしまうとか、そういう気持ちの問題が非常にございますので、ぜひきょうは東電の方も見えられていると思いますので、ぜひ何とかポジティブな報道がどんどん出るようなことをお願いする次第でございます。

○山本（一）委員長

ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から、今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○秦対策官

本日も活発なご議論ありがとうございました。

次回につきましては、今、日程調整をさせていただいておりますので、改めてご連絡いたしましたと思います。

以上でございます。

○山本（一）委員長

それでは、これをもちまして、第4回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

—了—